様式第３号

秘 密 保 持 誓 約 書

　山形市長　　あて

電子書籍サービスシステム導入業務プロポーザル参加（以下「本業務」という。）に当たり、秘密情報の保持に関する以下の事項を遵守することを誓約いたします。

１　この誓約でいう秘密情報とは、文書、口頭その他の方法によることを問わず、山形市が秘密として指定した上で開示される本業務の仕様書等の情報で、公には入手できない情報をいい、本業務参加者（以下「参加者」という。）は第三者に開示又は漏洩しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）参加者に開示された時点で、既に公知となっていた情報

（２）参加者に開示された後、責によらず公知となった情報

（３）参加者に開示された時点で、既に保有していた情報

（４）正当な権限を有する第三者から、参加者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

２　参加者は、本件秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって保持するものとし、山形市の書面による事前の承認なくして、第三者（役員及び従業員並びに業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して、秘密を開示しないこと。

３　参加者は、山形市の書面による事前の承認なくして、秘密情報が記録された文書及び電磁的記録を複製しないこと。

４　参加者は、秘密情報が漏洩することがないよう、山形市から開示された秘密情報が記録された文書及び電磁的記録並びに山形市の事前の承認を得て作成した複製物を施錠可能な場所への保管等適切な措置を講じること。

５　参加者は、本業務の目的の範囲内で役員及び従業員並びに業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者等に対して秘密情報を開示するときは、これらの者に対しても秘密保持義務を課すこと。

６　参加者は、秘密情報を本業務のために必要な限りにおいて利用するものとし、本業務以外の目的に一切利用しないこと。

７　本業務の終了日又は山形市から請求があったときは、参加者は、秘密情報を速やかに廃棄又は山形市に返還すること。

８　本誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する義務は、各秘密の開示を受けた日から発生し、秘密情報の返還後も有効に存続すること。

９　この誓約に違反したときは、参加者は、違反状態の改善の義務を負うこと。

１０　秘密を外部に開示又は漏洩したときは、参加者は、これに起因する山形市又は第三者の損害の賠償の責に応じること。

１１　信義を重んじ、誠実にこの誓約を遵守すること。

令和　　年　　月　　日

住所又は

事業所所在地

事業者名（法人名）

代表者職氏名

注：共同参加をする場合は、参加者ごとに１枚ずつ作成し、提出すること。